

内部通報者保護規程

総 則

(目 的)

第1条 本規定は、役員、委員、加盟団体に所属する競技者（役員及び競技者）、職員、その他連盟の事業遂行に関連する者（以下「競技者等」という）からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第1章 通報処理体制

(窓 口)

第2条 競技者等からの通報を受け付ける窓口、および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口をコンプライアンス委員長、法制部長および事務局長とする。

(通報の方法)

第3条 通報窓口および相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。通報者は匿名でも通報することができる。但し、この場合においては、連盟は第11条に定める通知の義務を免れる。

(通報者および相談者)

第4条 通報窓口および相談窓口の利用者は、連盟加盟団体所属の競技者、連盟の職員（職員・契約職員・嘱託職員・パートタイマー・派遣職員・退職者）および連盟の取引事業者及びその職員、その他連盟の事業遂行に関連する者とする。

(調 査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス委員長（事案により専務理事）の指示のもとに、事務局が行う。

- 2 コンプライアンス委員長または専務理事は、調査する内容によって関連する委員会のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各委員会は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果不正行為が明らかになった場合には、連盟は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(報告)

第8条 コンプライアンス委員長又は専務理事は、通報された事項の調査を終了後、速やかに会長又は理事会に報告する。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 連盟は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して、除名、解雇、取引停止その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 連盟は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、定款、諸規程に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第10条 連盟および本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 連盟は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、寄附行為、諸規定に従って処分を課することができる。

(通知)

第11条 連盟は、通報者に対して調査結果および是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている、または行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通報を行ってはならない。連盟は、そのような通報を行った者に対し、定款、諸規程に従って処分を課することができる。

(相談または通報を受けた者の責務)

第13条 窓口担当者に限らず、相談または通報を受けた者(通報者等の管理者、同僚等も含む。)は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(懲戒処分)

第14条 連盟は本規程に従った通報をしないで連盟の法令違反等を、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で外部に漏洩した役職員等について、定款、諸規程の定めるところに従い処分に付することができる。

附 則

(所管)

第15条 本規程の所管は、総務委員会とする。

(改廃等)

第16条 本規定の改廃は、事務局長が発議し、総務委員会に付議の上理事会で決定する。

(施行)

第17条 本規定は、平成19年9月30日より施行する。

平成24年 7月 2日 改正